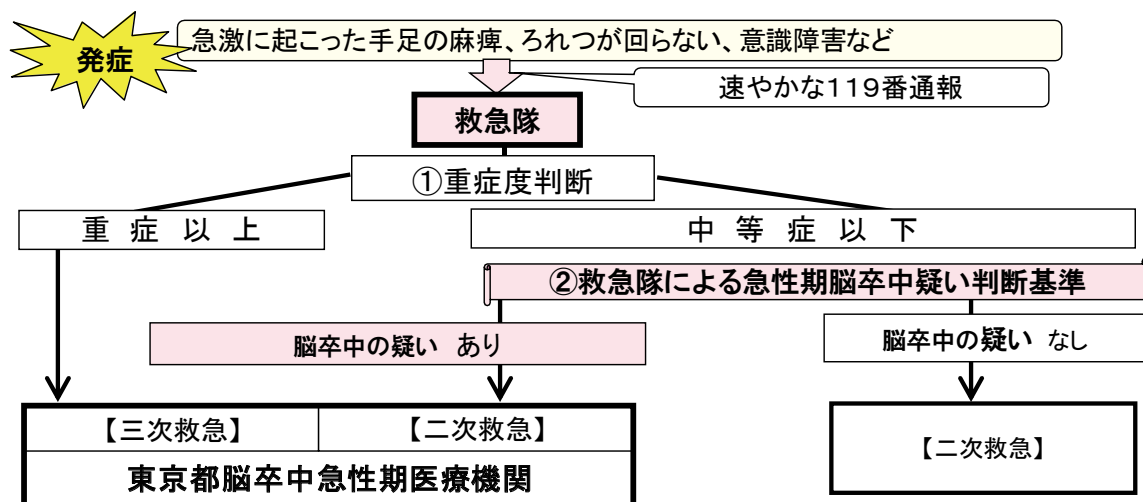


東京都脳卒中救急搬送体制の概要

第1章

東京都脳卒中救急搬送体制の概要

東京都では、より一層の救命や後遺症の軽減を図るため、脳卒中発症後の患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる仕組みの構築を目指し、平成21年3月から脳卒中救急搬送体制を構築した。



参加医療機関全体で365日24時間の受入体制を確保

救急隊は、脳卒中疑いのある傷病者を東京都脳卒中急性期医療機関（A・B）に搬送する。

救急隊による救急搬送先医療機関の分類、選定基準（抜粋）

救急搬送先医療機関分類		選定基準
		搬送対象傷病者・選定方法
脳卒中医療機関	急性期の脳卒中傷病者を収容する医療機関	急性期の脳卒中の疑いのある傷病者
	(1) 脳卒中急性期医療機関A 脳梗塞の超急性期において適応となる血栓溶解剤 t-PA（組織型プラスミノーゲン・アクチベーター）の治療が可能な医療機関 (2) 脳卒中急性期医療機関B 前記以外の脳卒中急性期医療機関	(1) 発症から24時間以内 ⇒脳卒中急性期医療機関Aを選定する。 (2) 発症から24時間を超える場合 ⇒脳卒中急性期医療機関Bを選定する。 ただし、周辺に該当医療機関がない場合は脳卒中急性期医療機関Aを選定する。

平成25年4月1日現在

	区 部	多摩部	都内 計
東京都脳卒中急性期医療機関	119	42	161
【再掲】 脳卒中急性期医療機関A	85	31	116
【再掲】 脳卒中急性期医療機関B	34	11	45